

建築工事費投入調査票〔非木造(A)、非木造(B)、木造〕 記入要領

回答方法および回答期限

1. 調査票の記入にあたっては、黒の鉛筆または黒のボールペンを使用してください。
また、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用した回答またはインターネットを利用した回答（Excel ファイルによる回答）も準備しております。できるだけ政府統計オンライン調査または Excel ファイルによる回答をお願いいたします。

【政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用した回答】

下記より政府統計オンライン調査総合窓口ログインし、ご入力の上、送信してください。
ログインに必要な「調査対象者 ID」ならびに「パスワード」は、調査票の右上に記載されている「整理番号」と「パスワード」を、それぞれ入力してください。

- ★「調査対象者 ID」には調査票「整理番号」の「No.」「-（ハイフン）」を除いた数字のみをご入力ください。（郵送の紙の調査票には「No.」「-（ハイフン）」の記載があります。）

<https://www.e-survey.go.jp/>

【インターネットを利用した回答（Excel ファイルによる回答）】

調査票の様式を下記よりダウンロードいただき、ご入力の上、電子メールにて提出先のメールアドレス宛に送付してください。

https://www.mlit.go.jp/statistics/details/t-other-2_tk_000298.html

- ★ダウンロード後、調査票ファイルを開く際にはパスワードの入力が必要です。

パスワードは同封の返信用封筒（薄緑色の封筒）の左上に印刷されている

料金受取人払郵便の「承認番号（4桁の半角数字）=2167」となります。

- ★提出先：hqt-kensetsuio-r7@gbx.mlit.go.jp

2. 後日、調査票の記入内容について問い合わせさせていただく場合がございますので、記入済の調査票の写しを保管しておいてください。
3. 郵送の際に使用する返信用の封筒は、調査票5部につき1枚の割合で封入しております。返信用の封筒が複数ある場合は、記入の終わった調査票から、順次、ご返送いただいても構いません。
4. 調査票の記入にあたってご不明な点は、下記に問い合わせください。
 - (1) 調査の趣旨・目的等について
国土交通省総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 統計企画第一係
(TEL：03-5253-8111 内線28-635、28-631／E-mail：hqt-kensetsuio@ki.mlit.go.jp)
 - (2) 調査票の記入方法等の具体的事項について
一般財団法人 建設物価調査会 総合研究所
(TEL：03-3663-7235／E-mail：econ@kensetu-bukka.or.jp)
5. 調査票の回答期限は、令和8年11月30日（月）までとなります。ご協力よろしくお願いいたします。

記入にあたっての留意事項

1. 調査票1ページ「4.調査対象工事」欄について

非木造（A）調査票

- (1) 調査対象工事は、「**公共非木造建築工事および受注金額5億円以上の民間非木造建築工事**」です。各欄はあらかじめ印字されていますが、貴社から国土交通省に提出されました「建設工事受注動態統計調査」で回答された工事から任意抽出（注1）されたものです。内容に追加・訂正がある場合は、各欄の余白に適切な内容を記入してください。
（注1）統計法第32条の規定に基づく「建設工事受注動態統計調査」の調査票情報の二次利用申請を行い、許可を得て本調査を実施しています。
- (2) 未着工・中止等で、実際に施工していない場合は、調査票右上にある「整理番号」欄の下の余白に、「未着工」、「中止」など記入し、返送（返信）してください。
- (3) 本調査は、元請工事のみ対象となっています。（元請として設備工事のみを受注した場合も調査対象となります。）万一、該当工事が元請工事でない場合は、調査票右上にある「整理番号」欄の下余白に、「下請工事」など記入し、返送（返信）してください。
- (4) 貴社が下請工事として発注したものがあれば、その分も全て含めて記入してください。

非木造（B）調査票

- (1) 調査対象工事は、「**受注金額5億円未満の民間非木造建築工事**」です。国土交通省の統計調査「建設工事受注動態統計調査」に回答された事業所に対して送付しています。令和7年に受注された受注金額5億円未満の指定された「構造・用途」を満たす適当な工事を選定してください。
- (2) 本調査は、元請工事のみ対象となっています。万一、元請工事として（1）の条件を満たす工事の受注が無かった場合は、施工実績のある他の工事を選定してください。

木 造 調査票

- (1) 調査対象工事は、「**受注金額1千万円以上の木造建築工事**」です。令和7年に受注された受注金額1千万円以上の木造で、指定された「用途」を満たす適当な工事を選定してください。
- (2) 本調査は、元請工事のみ対象となっています。万一、元請工事として（1）の条件を満たす工事の受注が無かった場合は、施工実績のある他の工事を選定してください。

2. 調査票2ページ「8.工事費」欄について

- (1) 金額記入欄には、消費税抜きの金額を記入してください。
- (2) **金額単位は「千円」**です。千円未満は四捨五入して記入してください。（該当の無い場合は空欄。）
- (3) 調査票には実績額を記入してください。調査対象工事が**未完了のため工事費が未確定の場合は、見積時の金額**を記入してください。
- (4) 外注費については、各種目（科目）に分解して貴社で記入してください。
- (5) 非木造（A）、非木造（B）調査票でJ V工事の場合は、他社の持ち分を含めて全体の金額を記入してください。
- (6) 「8－2.設備工事費」欄は、「設計上の有無」および「設計上「有」の場合の請負範囲」によって、記入内容が異なりますので、調査票に記載の「＜記入の仕方＞」を確認のうえ、金額（または割合）を記入してください。